

佐賀県地域医療対策協議会運営要綱

平成 31 年 3 月 21 日健康福祉部長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 23 の規定に基づき設置する佐賀県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第 2 条 協議会は、別紙に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。

2 協議会に、会長及び副会長一人を置く。

3 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(臨時委員)

第 3 条 協議会は、特別の事項を協議するため、その都度、当該特別の事項に関し専門知識を有する者を臨時の委員（以下「臨時委員」という。）として出席させることができる。

(オブザーバー)

第 4 条 協議会は、専門的な立場から助言を得るため、オブザーバーを置くことができる。

2 協議会は、必要に応じて、オブザーバーに意見等を求めることができる。

(運営)

第 5 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は原則公開とし、医師や患者の情報、医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。

3 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 協議会に、専門的な事項について検討するためのワーキンググループを設置することができる。

6 ワーキンググループの構成は、協議会において別に定める。

(事務局)

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部医務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 佐賀県地域医療支援センター運営委員会運営要領は廃止する。

(別紙)佐賀県地域医療対策協議会委員等名簿

| 氏名 | 所属・職 | 厚労省運営指針区分 | 備考 |
|-------------------|--------------------|------------------------------|-----|
| 山下 秀一 | 佐賀大学医学部附属病院院長 | 特定機能病院 臨床研修病院 | |
| 河部 庸次郎 | 国立病院機構嬉野医療センター院長 | 地域医療支援病院 臨床研修病院 国立病院機構 | |
| 佐藤 清治 | 佐賀県医療センター好生館館長 | 地域医療支援病院 公の医療機関 臨床研修病院 | |
| 北島 吉彦 | 国立病院機構東佐賀病院院長 | 地域医療支援病院 国立病院機構 | |
| 志田原 哲 | 唐津赤十字病院院長 | 地域医療支援病院 公の医療機関 臨床研修病院 | |
| 円城寺 昭人 | 国立病院機構佐賀病院院長 | 地域医療支援病院 臨床研修病院 国立病院機構 | |
| 桃崎 宣明 | 伊万里有田共立病院院長 | 地域医療支援病院 公の医療機関 | |
| 藤田 博正 | 新武雄病院院長 | 民間病院 臨床研修病院 | |
| 古賀 義行 | 佐賀県病院協会会長 | 民間病院 地域医療関係団体 | |
| 松永 啓介 | 佐賀県医師会会長 | 診療学識経験者団体 | |
| 森永 幸二 | 佐賀県医師会副会長 | 診療学識経験者団体 | |
| 美川 優子 | 佐賀県医師会常任理事 | 診療学識経験者団体 | |
| 末岡 榮三郎 | 佐賀大学医学部学部長 | 医療従事者養成機関 | |
| 山元 章生 | 山元記念病院理事長 | 社会医療法人 | |
| 杠 岳文 | 国立病院機構肥前精神医療センター院長 | 国立病院機構 | |
| 浅見 昭彦 | 地域医療機能推進機構佐賀中部病院院長 | 地域医療機能推進機構 | |
| 横尾 俊彦 | 自治体病院開設者協議会会長 | 関係市町村 | |
| 山口 七重 | 佐賀県地域婦人連絡協議会会長 | 地域住民団体 | |
| (オブザーバー) 桐野 高明 | 佐賀県医療顧問 | 都道府県 | |
| 野田 広 | 佐賀県健康福祉部医療統括監 | 都道府県 | 副会長 |

(令和2年9月30日現在)